

長建協発第487号
平成28年1月28日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

「民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款」の改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款について、改正が行われましたのでご連絡申し上げます。

なお、改正内容につきましては、別紙（新旧対照表）をご参照願います。

約款の条文改正が主なものですが、発注者・受注者間の二者間契約の趣旨明確化、定義条項の新設による約款各条文表現の簡素化、約款第9条の監理者の業務について告示第15号の標準業務内容との整合、各条文間の表現の整合、送り仮名等の整理などであり、現在の本約款の契約当事者の権利・義務の規定について、大きな変更はございません。

つきましては、現在の約款（平成23年5月改正）については、平成28年3月以降においても、ご利用していただくことが可能となっておりますことを申し添えます。

また、本会で販売しております注文書、個別工事下請契約約款、工事下請基本契約約款についての改正はございませんことを併せてお知らせ申し上げます。